

どんな人が使えるの？



A. 学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園および大学を除く)に就学している障がいのある子どもだよ。

放課後等デイサービスに通うことのできる子どもは、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む)又は難病等のある児童と決められているんだ。

放課後等デイサービスの対象になるのは障がいがある子どもなんだけれど、療育手帳や障害者手帳がなくても、専門家などの意見書などを提出して支援の必要性が認められれば受給者証が市区町村から発行されるんだ。

この受給者証を取得することで通所の申し込みができて、1割負担でサービスを受けることができるよ。

就学児童っていうのは、小学校、中学校、高等学校に通っている子どものことだよ。

年齢では6歳から18歳までになるね。

ただし、引き続きサービスを受けなければその福祉を損なう恐れがある、と判断された場合は、就学している場合に限り、満20歳になるまで利用可能なんだよ。

重度心身障がいのある子どもが通所できる放課後等デイサービスを「重症心身障害児型」(重心型)のサービスっていうよ。

重心型の場合は、看護職員や機能訓練担当職員の配置が必要になってくるんだ。

そのため事業所の数が少ないのが現状なんだよ。

医療的ケアが必要な子どもも、みんなと一緒に放課後等デイサービスに行きたいだろうと思うんだ。

放課後等デイサービスでいろんな経験をすることができるだろうからね。

どんなケアが必要な子どもも、受け入れてくれる事業所が増えるといいよね。

《MENU》

《放課後等デイサービスって、そもそもどんなサービス？      どんなタイプがあるの？》

2020-09-21 掲載